

令和2年度第2回木更津市建築審査会 会議録

日時 令和3年2月24日（水） 午後2時00分から

場所 木更津市役所駅前庁舎 8階会議室1

出席者 石渡委員、北野委員、家永委員、湯谷委員、高橋委員

事務局（都市整備部次長、建築指導課長、建築審査係長、
建築指導係長、建築審査係、建築指導係）

傍聴人 0名

1 案件

案件1 法第43条第2項第2号による許可の同意について

2 議事録

（事務局）委員5名全員の出席があり、開催の条件を満たしていることを報告した。

案件1（同意案件）

処分庁から建築基準法第43条第2項第2号による許可の同意について説明があった。

【質疑応答】

（委員） 資料5を参照すると、敷地北側に平行して大小2つ敷設してあるU字溝のうち、小さい方のU字溝を埋めてしまう計画であるが、こちらは問題ないのか。

（処分庁） 現地を確認した結果、小さい方のU字溝については現在使用していないことから問題ない。水路を管理している管理用地課に確認したところ、問題ないとの回答を得ている。

（委員） 資料4を参照すると、北側の水路占用部分から敷地内に入出入りする車両の軌跡を示しているが、敷地内に完全に車両が収まっている図面になっていない。建物のシャッターを開けて車体の一部を建物内に入れば収まるとは考えられる。しかし、建物内に入らず、敷地の西側に進もうとしても曲がり切れないと

思われ敷地内に停車できない。そうすると、水路占用部分に車を止めてしまうのではないかとと思われる。水路占用部分は敷地ではないため、好ましくない。設計者に車両は曲がり切れて車両全体が敷地内に収まる又はシャッターを開けて車両は建物内に入る等、水路占用部分には停車しないということを確認しているか。

(処分庁) 処分庁として設計者に確認しており、設計者からは問題なく搬出入できるとの回答を得ている。

(委員) 軌跡図では敷地内で西側へ進もうとしても曲がり切れていないと考えられる。建物内に進入すれば敷地内に車両は収まるとは考えられる。しかし、実際には建物内に進入して車両を停車するとは考えにくい、そのような運用であるとのことであれば、それはそれで良いと思う。しかし、図面上ではシャッターを閉めている時には、水路占用部分に車両を停車してしまうのではないかと読み取れる。

(委員) 荷物の積み下ろしの時には、誘導員を付けて、シャッターを開けて中に車両を誘導して入れて作業するのか。

(処分庁) その様に設計者に確認している。また、積み下ろしが終われば、建物内から車両が出てシャッターを閉めるとのことである。

(委員) その様な運用でも構わないが、本来は、敷地内で車両が転回できたりすることが安全性を確保するという観点から必要ではないかと意見はするが、これでは不可ということではない。

(委員) 先ほど説明があったとおり、誘導員が誘導するのか。

(処分庁) 大型車が敷地内に入る時には、誘導員が誘導するとのことである。そのことから、処分庁としては安全上で支障がないものと考えている。

(委員) おそらく、車両が敷地から出ていく際には、このとおりの軌跡とはならず反対車線にはみ出して出ていくものとする。

(委員) 北側の道路には中央分離帯はないのか。場合によっては、反対車線にはみ出してしまうのか。

(処分庁) 中央分離帯はなく、状況によっては、はみ出す可能性はある。しかし、誘導員が誘導する運用であるため、安全面では支障はないものとする。

(委員) 学童の関係でもあることだが、車両が旋回する際に反対車線にはみ出してしまいう可能性があることに対し、誘導員が誘導するため安全性が確保されることの説明であるが、誘導員については一定の雇用契約がされている等、何か具体的に説明を受けているか。

(処分庁) 搬出入の時期なども含めて、搬出入については計画段階ではあるが、誘導員にて安全性を確保するとの説明を受けている。

【採決】

案件 1 について採決を行い。全会一致で同意された。